

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、人間の産業活動等によって排出された温室効果ガス(二酸化炭素やメタンなど)の大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象です。その具体的な影響として、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響が挙げられ、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

国際的な地球温暖化防止に関する対策として、1992年にブラジルのリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)では国連気候変動枠組条約が採択され、我が国を含む155カ国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。また、これを受け、締約国会議が第1回目のドイツのベルリン(COP1)から始まりました。

1997年のCOP3において、温室効果ガスの削減目標等を含んだ「京都議定書」が採択されました。2013年から2020年までの第二約束期間については、我が国は不参加ではありますが、世界全体で温暖化対策を進めるため、我が国の貢献が求められており、引き続き温室効果ガスの削減を進めることが必要となっています。

これらの国際的な動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「法」という。)」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備する内容となっています。

厚沢部町においても、法の趣旨を鑑み、地球温暖化対策に率先して取り組むための実行計画を策定することとしました。

2 計画の目的

本計画は、法第20条の3の規定に基づき、厚沢部町における事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、数値目標の基準年度を平成23年度とし、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

4 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項で規定されている温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)をはじめ6種類ありますが、町の事務及び事業の規模などから、本計画の対象とする温室効果ガスは地球温暖化への直接的影響が大きい二酸化炭素のみとします。

5 計画の範囲

本計画の範囲は厚沢部町における事務及び事業とし、対象となる施設は次のとおりとします。

(対象施設一覧)

総務政策課	役場庁舎 公用車
保健福祉課	保健福祉総合センター 保育所(厚沢部保育所・鶉保育所・館保育所) 公用車
農林商工課	厚沢部町農業活性化センター うずら温泉宿泊施設(指定管理者) 公用車
建設水道課	各地区集会施設 (鶉地区多目的研修センター・館地域振興センター・ 美和ふれあいセンター・富栄ふれあいセンター・清水ふれあいセンター・ 赤沼町ふれあいセンター・鶉ふれあいセンター・相和ふれあいセンター・ 木間内ふれあいセンター・富里ふれあいセンター・南館町会館・ 新栄生活改善センター・城丘生活改善センター・緑町コミュニティセンター・ 松園町寿の家・滝野寿の家・当路寿の家) 厚沢部町老人福祉センター 館地区憩いの家 排水処理場(厚沢部地区終末処理場 緑町地区処理場 赤沼地区処理場) 館町農業排水処理施設 公用車・除雪作業車
教育委員会	総合体育館 図書館・郷土資料館 町民プール 小学校(厚沢部小学校・鶉小学校・館小学校・美和小学校) 中学校(厚沢部中学校・鶉中学校・館中学校) 公用車・バス
国保病院	国保病院
消防署	消防庁舎・分遣所・格納庫 緊急車両

なお、今後推進体制を整備し、町の全ての施設等に係る事務及び事業を対象とすることを目標に、範囲の拡大を図ります。

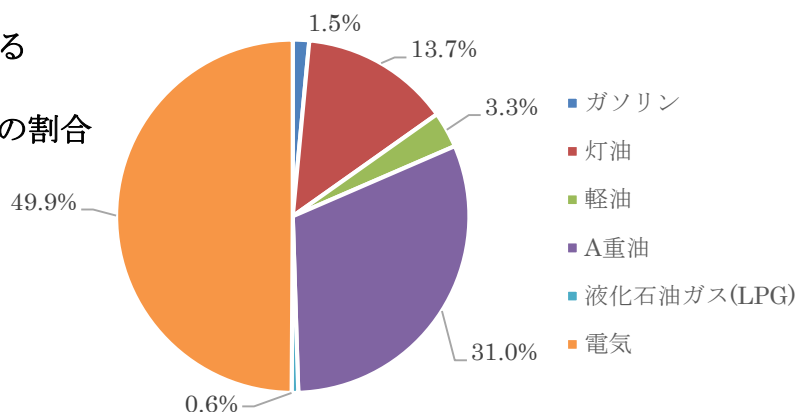
第2章 計画の目標

1 温室効果ガスの活動区分別排出量

平成23年度の町の事務及び事業における温室効果ガスの総排出量は、各施設及び車両の燃料や電気の使用量を二酸化炭素に換算して算出した結果、次のとおりです。

区 分		使 用 量	二酸化炭素総排出量(kg-CO ₂)	割 合
燃 料 使 用 量	ガ ソ リ ン	15,363 リットル	35,669	1.5%
	灯 油	132,351 リットル	329,485	13.7%
	軽 油	31,088 リットル	80,361	3.3%
	A 重 油	276,133 リットル	748,218	31.0%
	液化石油ガス(LPG)	2,403 m ³	14,346	0.6%
電 気		2,477,927 kWh	1,201,795	49.9%
合 計			2,409,874	100.0%

基準年(H23)における
燃料区分ごとの
二酸化炭素総排出量の割合



2 温室効果ガスの排出削減目標

平成29年度における温室効果ガスの総排出量を平成23年度に比べて約5%削減し、各項目別の温室効果ガスの目標は次のとおりです。

区 分		基準年度(平成23年度)		目標年度(平成29年度)
		使 用 量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
燃 料 使 用 量	ガ ソ リ ン	15,363 リットル	35,669	33,885
	灯 油	132,351 リットル	329,485	313,011
	軽 油	31,088 リットル	80,361	76,343
	A 重 油	276,133 リットル	748,218	710,807
	液化石油ガス(LPG)	2,403 m ³	14,346	13,629
電 気		2,477,927 kWh	1,201,795	1,141,705
合 計			2,409,874	2,289,380

第3章 取組内容

1 再生可能エネルギーの導入

当町においては、平成13年度から木質バイオマス、平成15年度に様々な新エネルギーの活用の検討をしてきました。平成18年度に策定した「厚沢部町バイオマスタウン構想」により、木質バイオマスや農業系廃棄物(焼酎絞りかす)の活用を進めてきました。町施設では、館憩いの家のチップボイラーや集会施設等へのペレットストーブの導入を進めてきました。

今後も、木質バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの導入を町有施設に進めていきます。

2 省エネルギー・省資源の推進

(1) 電気使用量の削減

- ア 夜間の照明の点灯時間の削減に努めます。
- イ 使用していないエリア(会議室、廊下等)や昼休みは、不用箇所の消灯に努めます。
- ウ ロビーなどの照明は、来庁者への配慮や行政上必要なものに配慮し、窓際等の照明を間引くなど最低限度とするよう努めます。
- エ 退庁の際、OA 機器(プリンタ類)の電源を切るよう努めます。
- オ パソコンは、離席時においてはスリープモードとし、退庁の際コンセントを外すよう努めます。
- カ 照明器具の清掃に努めます。

(2) 燃料使用量の削減

- ア 夏期間の空調設備が整備されている庁舎等については、設定温度を28度とし、冬期間の事務室や各施設の暖房は、職員等の健康に支障のないよう適正な温度管理を行います。
- イ クールビズ及びウォームビズを徹底します。
- ウ 公用車の空ふかし、急発進、急加速、不要なアイドリングを避け、燃費の向上に努めます。
- エ 車両は経済速度で走行し、不必要なものを積載しないようにします。
- オ 車両の適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

(3) 水資源の有効利用

- ア 日常的な節水活動に努めます。
- イ 洗面所等の水圧を調整し、適正に管理します。

3 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

(1) 消耗品類の使用量の削減

- ア ミスコピー紙の裏面は、メモ紙などに活用します。
- イ イントラネットや電子メールの活用により、用紙類の削減に努めます。
- ウ 資料の印刷やコピーは、両面とするよう努めます。
- エ 物品は、適切に維持管理を行い、必要に応じて消耗品の交換・詰め替え等により長期の使用に努めます。

(2) 廃棄物の減量と資源化、リサイクルの推進

- ア コピー機やプリンターの使用済みトナーカートリッジはリサイクルします。
- イ ファイルやフォルダーは再利用します。
- ウ シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限にします。
- エ 古紙、スチール缶・アルミ缶・ペットボトル等の分別及びリサイクルを推進します。

4 環境に配慮した製品の購入の推進

(1) 省エネ電気製品の導入

- ア OA 機器の購入・更新に当たっては、省エネルギー製品の導入に努めます。

(2) 低燃費・低公害車の導入

- ア 公用車の購入・更新に当たっては、低燃費・低公害の機能があるものの導入に努めます。

(3) その他環境に配慮した製品の購入

- ア コピー用紙等については、古紙配合率や間伐材使用率の高いものの購入に努めます。
- イ 事務用品等については、グリーン購入法適合品、エコマークやグリーンマークの対象製品の購入に努めます。

5 環境保全への取組

(1) 町有林の環境保全

- ア 豊かな森林資源を適切に管理することにより、継続的な二酸化炭素吸収源である森林の確保・拡大を図ります。

(2) 町施設の環境美化・緑地化

- ア 庁舎等施設の敷地内の緑地を確保し、また敷地内の清掃を積極的に行い、周辺環境美化に努めます。

(3) 環境負荷の削減に配慮した施設整備と資材の利用

- ア 施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した設備を整備し、適正な管理に努めます。
- イ 施設の新築、改築に当たっては、自然光を取り入れる工夫に努めます。

6 職員に対する意識の啓発

(1) 環境保全情報の提供、活動への積極的参加の励行

- ア 職員に対して環境保全等に関する情報を提供し、環境保全活動への職員の積極的参加を励行します。

第4章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

「地球温暖化防止実行計画推進委員会」を設置し、副町長を委員長とし、各課長職を委員として、計画の周知、連絡調整及び計画の推進を図ることとします。本委員会の事務は保健福祉課生活環境係が担当し、各課局の協力を得ながら、計画の進捗状況を把握することとします。

また、各職員は、本実行計画に基づき、地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

2 点検・評価

計画の実施状況を把握し、点検・評価を行い、目標の達成に努めます。

3 進捗状況の公表

本計画及び計画の実施状況、点検・評価結果は、町広報やホームページ等により公表します。